

佐賀県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年十一月二日から平成二十四年十二月三日まで佐賀県交通政策部道路課及び有明海沿岸道路整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 十五中原線	佐賀市嘉瀬町大字十五字二本谷籠三八七番地先から 佐賀市嘉瀬町大字十五字一本黒木籠三四番三地先まで	平成二四・一一・二